

添付書類ー1 一般水底土砂が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類

一般水底土砂が海洋投入処分以外に適切な処分の方法
がないものであることを説明する書類

【目 次】

1. 一般水底土砂の発生する事業の概要及び必要性 1
2. 海洋投入処分量の削減に関する取組 4

1. 一般水底土砂の発生する事業の概要及び必要性

1.1 しゅんせつ事業の概要

(1) 天津漁港

天津漁港は、房総半島南部の鴨川市の東部に位置する第3種漁港である。海岸一帯は天然の岩礁を有する南房総国立公園の指定区域内にあり、夏期には多くの海水浴客でにぎわっている。漁港の東側には城崎、西側には二夕間の砂浜が隣接し、それぞれ神明川、二夕間川の河口が位置している。

また、漁港周辺の北方4kmには日蓮聖人ゆかりの清澄寺もあり、漁業と観光の町として知られている。

漁港周辺に位置する砂浜は600m程度以下と短く、中小河川による砂の移動量も小さいと考えられることから、漁港沖合の海底砂の細粒分が、航路・泊地内に堆積する砂の主な供給源と考えられる。

(2) 小湊漁港

小湊漁港は、房総半島南部の鴨川市の東部に位置する第3種漁港である。海岸一帯は南房総国立公園指定区域内にあり、沖には天然の岩礁が存在する好漁場となっており、外房地域漁業の生産拠点漁港に指定されている。また、古くから、大型漁船が自由に出入りでき、台風などの避難港として利用できるよう、漁港の掘削や突堤の延長工事などが行われてきた。

漁港の隣接地には日蓮聖人生誕を記念して建立された誕生寺があり、一年を通して参拝客でにぎわっている。また、漁港区域内には国の特別天然記念物に指定された、大鯛の群がる鯛の浦など聖人ゆかりの史跡が多い。

一方で、小湊漁港は、高波浪時の海浜流や波浪による土砂の流入により、港内及び航路に土砂が堆積しやすい環境である。現在、船舶の航行や岸壁を利用する船舶が安全に接岸するための水深確保が難しい状況となっており、漁業生産基地及び流通拠点としての役割に支障を来す状況となっている。

1.2 しゅんせつ事業の必要性

(1) 天津漁港

天津漁港は、沖からの土砂流入により港内に土砂が堆積しやすい環境にあり、同漁港の施設（水域）である航路及び泊地では、計画水深が満足されていない。天津漁港の泊地は、昭和40年代から順次、南側防波堤港内-3m泊地、東港内防波堤-4m泊地、南西防波堤-2m泊地と修築事業が進められ、-4.5m航路は平成6年度から改修事業としてのしゅんせつが行われているが、継続的な対策が必要とされることから、「天津漁港水産物供給基盤機能保全（水域施設機能保全計画策定）委託報告書」（平成28年3月）において、計画水深を満足させるための補修しゅんせつ及び維持しゅんせつの検討を行っている。

平成28年1月に実施された深淺測量結果では、広い範囲で泊地、航路とも計画水深が確保されていない状況であり、現況地形での漂砂シミュレーション結果でも堆砂傾向が確認されている。堆積土砂を除去し、岸壁及び泊地の水深を確保するしゅんせつ事業（水産物供給基盤機能保全事業）は、天津漁港に入港する船舶の航行・接岸に支障をきたさないために実施するものであり、漁港として安全かつ十分な機能を維持するために必要不可欠な事業である。

(2) 小湊漁港

小湊漁港は、沖からの土砂流入により港内に土砂が堆積しやすい環境にあり、同漁港の施設（水域）である航路及び泊地では、計画水深が満足されていない。一方、漁船の安全航行や港内水質の保全の観点から港内に構造物を設置する防砂対策が制限されることから、「小湊漁港水産物供給基盤機能保全（水域施設機能保全計画策定）委託報告書」（平成29年1月）において、計画水深を満足させるための補修しゅんせつ及び維持しゅんせつの検討を行っている。

堆積土砂を除去し、岸壁及び泊地の水深を確保するしゅんせつ事業（水産物供給基盤機能保全事業）は、小湊漁港に入港する船舶の航行・接岸に支障をきたさないために実施するものであり、漁港として安全かつ十分な機能を維持するために必要不可欠な事業である。

(3) 本申請におけるしゅんせつ事業

上記に示したとおり、天津漁港、小湊漁港においては、計画水深を確保すべく、現在海洋投入処分許可を受けてしゅんせつを実施しているところである（天津：23-002、小湊：23-003）。

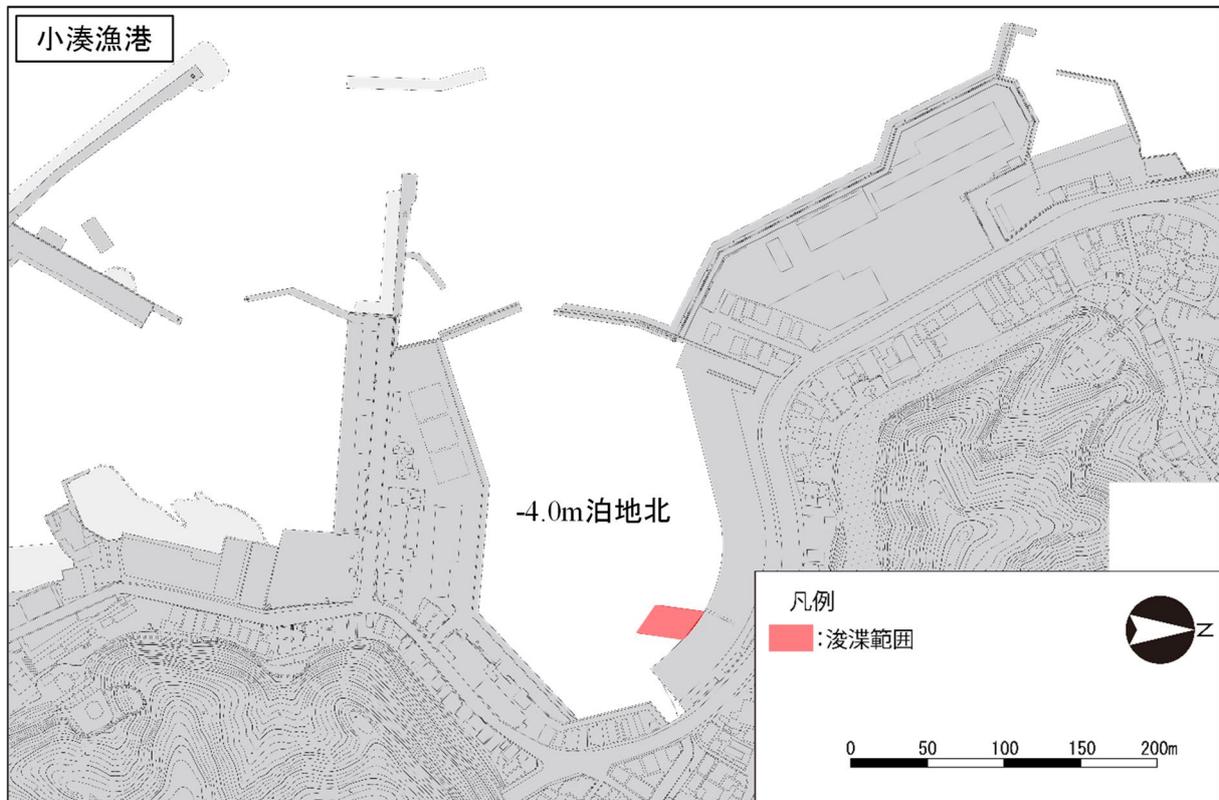
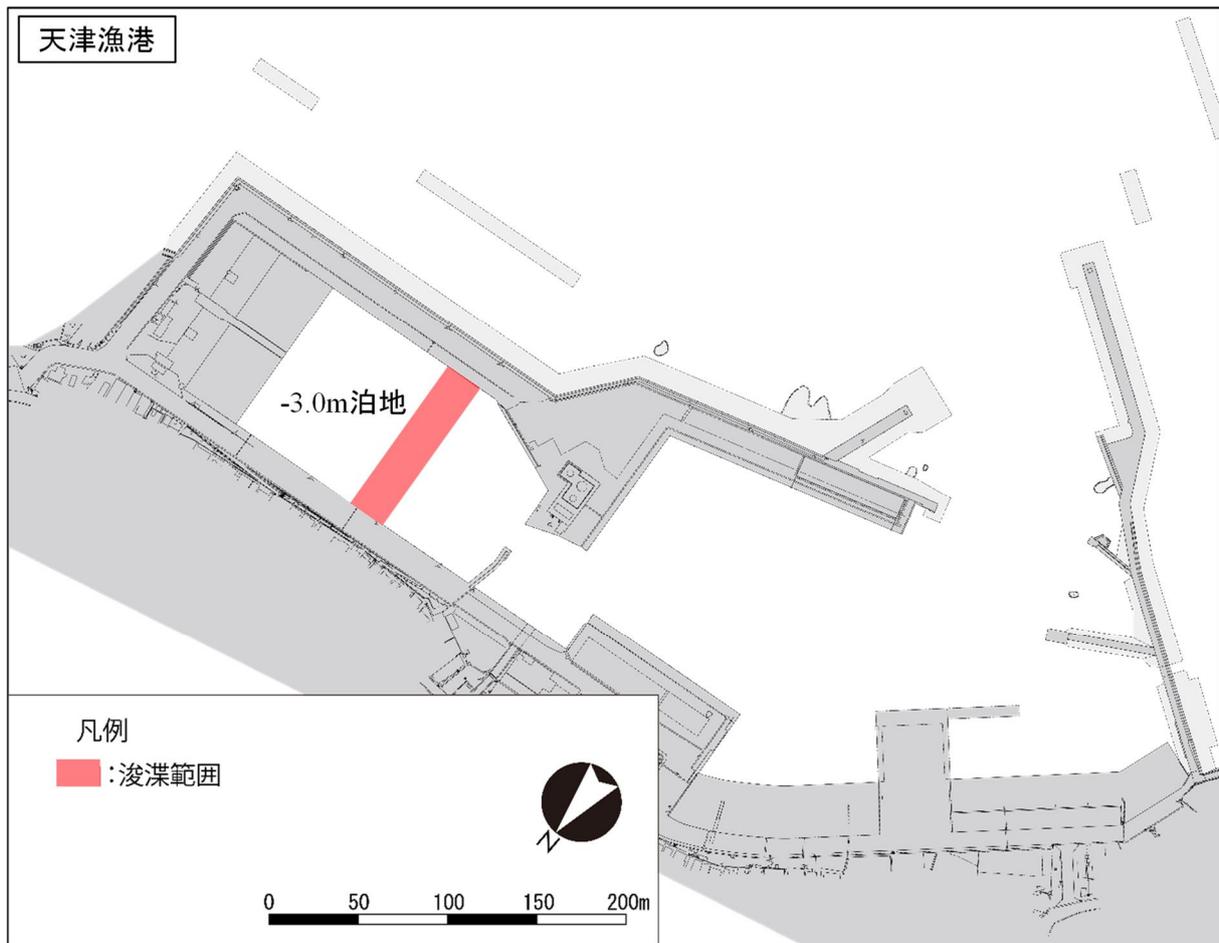
しかし、許可発給前から利用者より水深が浅く、座礁する可能性があり、早期しゅんせつの要望が幾度もあったことから、しゅんせつが急務となり、令和3年3月に両漁港から1,560m³（天津漁港：922m³、小湊漁港：638m³）のしゅんせつを行った。

このしゅんせつ土砂は、当初は民間の処分場へ搬出し処分する予定であったが、受入れを拒否されたことから、現在、天津漁港内に仮置きしている。

本申請は、この仮置き土砂の海洋投入処分を行うためのものである。

1-3 しゅんせつ区域

本申請において海洋投入処分の対象となる土砂のしゅんせつ区域は、図-1に示すとおり、天津漁港-3.0m泊地及び小湊漁港-4.0m泊地北である。



出典：「天津漁港施設平面図」及び「小湊漁港施設平面図」（千葉県南部漁港事務所、平成18年11月）より作成

図-1 しゅんせつ区域

2. 海洋投入処分量の削減に関する取組

2.1 しゅんせつ土量の削減に関する取組

天津漁港及び小湊漁港では、定期的実施している深浅測量結果と、東安房漁業協同組合からの聞き取りにより現況を把握して協議を行い、漁業活動に効果的かつ必要最小限のしゅんせつ工事を計画し実施している。

2.2 しゅんせつにより発生する水底土砂の土量

天津漁港の-3.0m 泊地及び小湊漁港の-4.0m 泊地北の必要水深を確保するために最低限必要であったしゅんせつ土量であり、その量は表-1 に示すとおり 1,560 m³である。

表-1 計画しゅんせつ土量（仮置き土量）

天津漁港	小湊漁港	合計
922 m ³	638 m ³	1,560 m ³

2.3 しゅんせつ土砂の有効利用量

県内の出先機関及びその他自治体も含め 50km 圏内※に受入れ可能な箇所がないか、近隣自治体等に電話及び E メールで聞き取り調査を実施した。さらに、(財)日本建設情報総合センターが運営する「建設発生土情報交換システム」を活用し、有効利用できる事業を検索したが、該当事業はなかった(令和6年9月)。

この結果、表-2 に示すとおり、現時点では埋立地、養浜その他、港内浚渫土砂を有効利用できるような事業計画は無く、また、土砂を一時仮置きし、埋立等土砂の有効利用先が発生することを待つような敷地も現状はないことが判明している。

なお、引き続き有効利用先の情報を収集し、当該土砂の受入れが可能となった場合は、有効利用することにより海洋投入処分量の削減に努める。

※「リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日付け国官技第47号、国官総第130号、国営計第37号、国総事第20号）」に則り、浚渫発生土の運搬を50km圏内と設定し、天津漁港から半径50kmの範囲にある県内の出先機関及びその他自治体を選定した。

表-2 当該地域周辺における浚渫土砂の有効利用先と有効利用の方法

有効利用先	確認日	確認結果	実用性
天津漁港の位置する外房側	R6.9.5	[千葉県県土整備部河川環境課] ・計画なし	×
天津漁港の位置する外房側港湾整備計画	R6.9.5	[千葉県内土木事務所、千葉県内漁港事務所] ・他漁港、港湾においても海洋投入を実施しており、仮置き土の受入れはできない。埋立工を計画している場合も、受入れ土砂は決定済である。	×
天津海岸周辺工事	R6.9.5	[千葉県南部漁港事務所（申請者）] ・外郭施設整備の予定なし	×
千葉県内の陸域の工事箇所	R6.9.5	[千葉県北部林業事務所][千葉県南部林業事務所] ・有効利用予定の土質条件が当てはまらない	×
50km 圏内	R6.9.5	[建設発生土情報交換システム] ・有効利用先なし	×

2.4 海洋投入処分以外の方法による処分量

海洋投入処分以外の方法による処分としては、仮置き土を廃棄物の海面処分場や陸上処分場にて処分する方法が考えられる。

仮置き実施地域周辺における仮置き土の処分場と受入れ可能量について 50km 圏内*の近隣自治体等に確認し、検討を行った（表-3）。結果、受入れ可能な処分場はなかった。また、最終処分場に関しては、50km 圏内*の千葉県内の企業に電話及び E メールでの聞き取りを行ったところ、仮置き土の受入れは不可との回答を得た（表-4）。

※「リサイクル原則化ルール（平成 18 年 6 月 12 日付け国官技第 47 号、国官総第 130 号、国営計第 37 号、国総事第 20 号）」に則り、浚渫発生土の運搬を 50km 圏内と設定し、天津漁港から半径 50km の範囲にある自治体及び最終処分場を所有する企業を選定した。

表-3 有効利用の確認機関・内容

聞き取り調査先	確認日	確認結果
千葉県環境生活部廃棄物指導課	R6.9.5	受入れ可能な処分場なし

表-4 千葉県内最終処分場保有企業

企業名	場所	確認日	確認結果
新井総合施設(株) 君津環境整備センター	君津市	R6.9.5	電話で仮置き土の状況を伝えたところ、汚染土砂受入れ不可とのこと（汚染されていないことを伝えたが不可）。
ケイエスライン(株)	香取郡多古町	R6.9.5	電話で仮置き土の状況を伝えたところ、浚渫土砂は受入れ不可とのこと。
大平興産(株)	富津市	R6.9.5	土砂分析結果と現地写真を提供したところ、雑物混入のため受入れ不可とのこと。
泉工業(株)	市川市	R6.9.5	土壌サンプルを送付したところ、塩分超過のため受入れ不可とのこと。

出典)「産業廃棄物処理業者名簿」(千葉県環境生活部、令和 5 年 4 月 1 日現在)より企業を抽出

2.5 最終的な海洋投入処分量

以上より、総量 1,560 m³ の一般水底土砂については海洋投入処分をせざるを得ない。
海洋投入処分せざるを得ない処分量を表-5 に示す。

なお、海洋投入は1年未満で終了する予定であるが、実施可能時期が未定^(※)のため、2年間の許可期間を申請する。

(※) 水産庁補助により工事発注を予定しているが、例年要望額が要求どおりにつかないことがあるため、令和7年度で予算確保が出来なかった場合のことも想定し2年としている。

表-5 海洋投入処分せざるを得ない処分量

	単位期間		合計
	1年次	2年次	
仮置き土量(m ³)	1,560	0	1,560
有効利用土量(m ³)	0	0	0
有効利用割合(%)	0	0	0
海洋投入以外の方法の処分量(m ³)	0	0	0
海洋投入以外の処分の割合(%)	0	0	0
海洋投入処分量(m ³)	1,560	0	1,560
海洋投入処分の割合(%)	100	0	100